

## 【教員地域貢献活動支援事業（スタートアップ型）募集要項】

### 令和8年度 横浜市立大学 「教員地域貢献活動支援事業(スタートアップ型)」の地域課題募集について

少子高齢化やグローバル化による社会構造の急激な変化などにより、地域社会ではこれまでの政策手法を超えた新たな課題が発生しており、それに対応した解決手法が求められています。

このような中で、本学教員の専門的な知見を活かし、こうした手法開発の一翼を担い、地域課題の解決に貢献するため、「教員地域貢献活動支援事業(スタートアップ型)」を実施します。

この事業は、民間企業・団体・行政機関等から提案された地域課題に対し、受託・共同研究等への展開を前提として、課題提案者と本学教員の連携・協働による取り組みを本学が助成するものです。

令和8年度の事業実施にあたり、次のとおり地域課題を募集します。

#### 1 募集期間

① 1次募集： 令和8年3月9日(月)～令和8年3月23日(月) (必着)

② 2次募集： 1次募集締切後、予算額の範囲内において随時募集

※規定の予算額を超過した時点で、募集は終了とします。

#### 2 募集する地域課題

課題提案者と本学教員の連携・協働による取り組みにより解決が期待できる地域課題とし、次のいずれかに該当する場合に事業化します。なお、特定の技術や製品等の開発、民間企業等の特定の個人・事業者の利益を目的とするもの及び本学教員では対応できない研究課題や本活動のみで完結してしまう研究課題は対象外とします。

- (1) 主に横浜市を中心とした地域の施策への反映または提言等に結びつく可能性がある取組
- (2) 受託・共同研究等への発展が見込まれる、大学が必要と認めた取組

#### 3 事業の募集内容

##### (1) 応募者の条件

民間企業・団体・行政機関等

##### (2) 活動内容

課題提案者と本学教員の連携・協働により実施する調査・研究・社会実験等の活動

##### (3) 経費

活動に必要な経費は、本学が助成します。

##### (4) 対象となる経費

本事業に必要な消耗品、備品、業務委託、謝金、旅費など  
(原則として、本学研究費の執行ルールを適用します。)

##### (5) 助成限度額・件数

限度額 : 1件上限 60万円 (下限については制限なし)

採択件数 : 5件程度 ※原則として、1学部1件程度の採択とします。ただし、応募状況や予算等により変更となる場合があります。

##### (6) 事業実施期間

① 1次募集 : 事業開始日 (5～6月頃) から令和9年3月31日まで

② 2次募集 : 1次募集事業決定以降の事業開始日から令和9年3月31日まで

※事業実施期間は単年度内です。

##### (7) 対象の決定

学内で審査の上、学長が決定します。

#### 4 応募方法

事業申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、電子メールで下記送付先までご提出ください。

##### <申請書様式>

事業申請書（word形式）は、本学ホームページからダウンロードできます。

[https://www.yokohama-cu.ac.jp/Contributions/research/kyouin\\_chiiki.html](https://www.yokohama-cu.ac.jp/Contributions/research/kyouin_chiiki.html)

##### <事業申請書の送付先・問い合わせ先>

横浜市立大学 企画財務課 地域貢献担当（E-mail：[chiiki@yokohama-cu.ac.jp](mailto:chiiki@yokohama-cu.ac.jp)）

※提案の内容について確認させていただく場合があります。また、採否、審査等に関するお問い合わせには一切応じられません。

#### 5 教員の学内公募

- (1) 提案された地域課題のうち、条件を満たすものは学内に公表し、教員から事業計画を募集します（1次募集：4月上旬予定、2次募集：随時）。
- (2) 教員から応募された事業計画は、学内においてテーマの重要性、実施可能性などの視点から審査し、予算の範囲内で採択可否を決定します（1次募集：4月中～下旬予定、2次募集：随時）。
- (3) 採択された事業計画は、本学のホームページ等で公表します（6月頃予定）。

#### 6 留意事項

- (1) 地域貢献事業の実施にあたっては、**教員と課題提案者が対等な関係となり、綿密な連携・協働のもとに取り組むものとします。**
- (2) 採択された地域課題については、事業決定通知書を送付します。なお、事業内容に応じて、課題提案者と協議の上、協定等を取りかわします。
- (3) 事業実施に伴って発生する知的財産（特許、著作権など）の扱いは、関係者で個別に協議するものとします。

#### 7 事業成果の発表について

- (1) 担当教員及び課題提案者は、地域貢献事業の終了後速やかに成果報告書を作成し、提出していただくようお願いします。
- (2) 本学及び課題提案者が実施した地域貢献事業の成果については、本学のホームページ等で公表する場合があります。また、公開の発表会等で報告する場合があります。

#### 8 スケジュール

